

やめよう！運転中の「ながらスマホ」 違反すると一発免停も！



令和元年12月1日から、運転中にスマートフォン(スマホ)や携帯電話で通話したり、画面を見たり、操作する「ながらスマホ」に対する罰則が厳しくなりました。しかし、依然として運転中の「ながらスマホ」による交通事故が発生しています。「ちらっと画面を見るくらいなら大丈夫」と思うかもしれませんが、その一瞬の油断が悲惨な交通事故を招いています。運転中にスマホ等を使用しなければならないときは、必ず安全な場所に停車してからにしましょう。

1. 運転中の「ながらスマホ」に対する罰則は？

自動車及び原動機付自転車などの運転中の「ながらスマホ」は、道路交通法で禁止されています。

携帯電話やカーナビを使い「ながら」の運転は、道路交通法違反！



携帯電話を持って通話する
(通話)



携帯電話の画面を注視する
(画像注視)



カーナビの画面を注視する
(画像注視)

運転中の「ながらスマホ」などに対する罰則等は、以下のとおりとなります。

●携帯電話を保持して通話したり画像注視したりした場合（保持）

【罰則】

「6月以下の懲役」又は「10万円以下の罰金」

【反則金】

普通車の場合：18,000円

【違反点数】

3点

●携帯電話の使用により事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合（交通の危険）

【罰則】

「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」

【反則金】

非反則行為となり、罰則が適用されません。

【違反点数】

6点（免許停止処分の対象）

交通反則通告制度とは？

交通反則通告制度とは、自動車及び原動機付自転車の運転者がした違反行為のうち、比較的軽微なもの（反則行為）については、反則金を納付すると、罰則の適用を受けない（刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けない）制度のことをいいます。

【交通反則通告制度の対象となる交通違反の例】

信号無視・駐停車違反・最高速度違反（一般道で30km/h未満）・一時停止違反など

【交通反則通告制度の対象とならない交通違反の例】

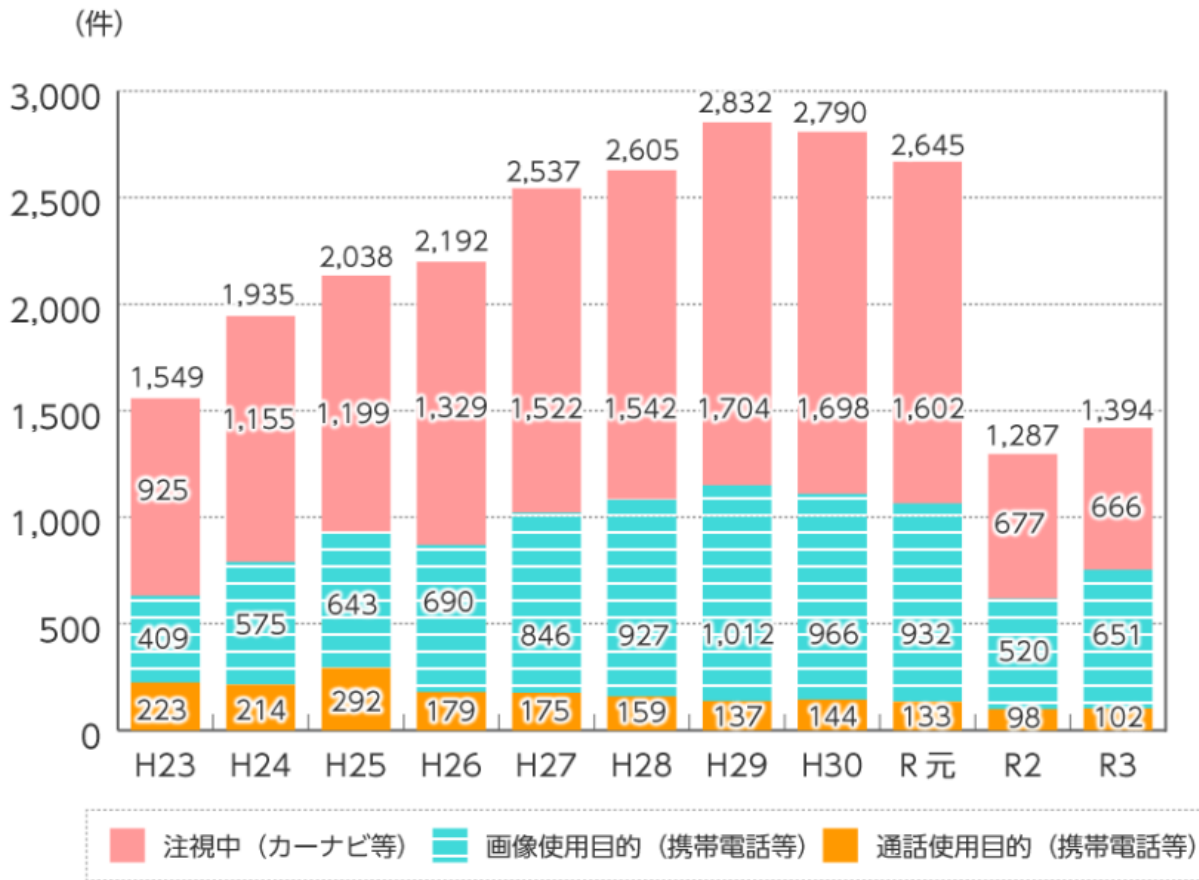
最高速度違反（一般道で30km/h以上）・酒気帯び運転・無免許運転など

2. 運転中の「ながらスマホ」による交通事故の発生状況は？

近年、運転中にスマートフォンの画像を注視するなどの携帯電話使用等に起因する交通事故は増加傾向にありましたが、携帯電話使用等の罰則等を引き上げた改正道路交通法が令和元年12月に施行されたことや、広報啓発、交通指導取締り等の推進により、令和3年は1,394件となり、令和元年の2,645件と比較し大幅に減少しました。

しかし、携帯電話使用等に起因する交通事故はいまだに発生しており、その内訳をみると、カーナビ等を注視したことに起因する交通事故が666件と最も多く、次いで画像目的使用が651件となっています。

携帯電話使用等に係る使用状況別交通事故件数の推移



(注) 重複件数を除いているため、各項目の合計と図の総件数とは異なる。

数値提供: 警察庁

【画像目的使用】携帯電話等の画像表示部位を注視すること及び同目的でボタン操作をすることなどをいう。

【通話目的使用】携帯電話等の音声による情報伝達を目的として当該装置を用いることをいう（ハンズフリーを除く。）。

3. ながらスマホの危険性は？

「運転中にスマホを見たり操作したりするといっても、ほんの一瞬なら大丈夫」と考えているなら、それは大きな間違いです。わずかな時間でも、スマホに気を取られ、前方の安全確認がおろそかになって、悲惨な交通事故につながる危険性があります。

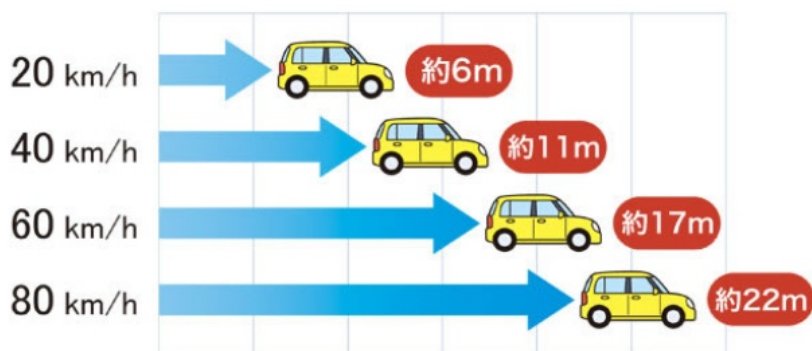
ドライバーがスマートフォンなどの画像を見ることにより危険を感じる時間は運転環境により異なりますが、各種の研究報告によれば、2秒以上見るとドライバーが危険を感じるという点では一致しています。

時速40kmで走行する自動車は1秒間に約11m進み、2秒間では約22m、時速60kmで走行する自動車は1秒間に約17m、2秒間では約33m進みます。「ほんの一瞬だから」という間違った考えで、運転中にスマホや携帯電話を操作したり画面を見たりすることは、絶対にやめましょう。その一瞬の間に、交通事故を起こしてしまうことがあります。

さらに、令和3年の死亡事故率（死傷事故に占める死亡事故の割合）をみると、携帯電話等を使用していた場合は、使用していない場合と比較して約1.9倍となっています。

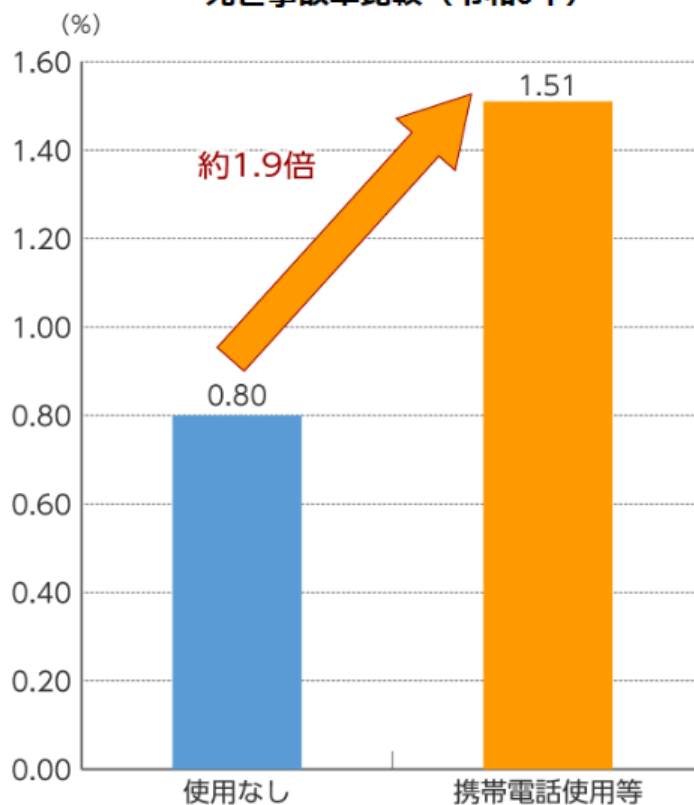
運転中にスマホ等を使用しなければならないときは、必ず安全な場所に停車してからにしましょう。

1秒間に進む距離（m）



※1秒間に進む距離 (m) = 1時間に進む距離 (km) ÷ 60 (分) ÷ 60 (秒) × 1000 (m)

死亡事故率比較（令和3年）



自転車や歩行者も、「ながらスマホ」にご注意を

- 自転車運転中のスマホや携帯電話の使用などは道路交通法違反。相手にけがを負わせた場合は重過失傷害罪に問われることも

「ながらスマホ」が事故を誘発する危険があるのは、自転車を運転する場合や歩行中の場合も同様です。

自転車運転中や歩行中の「ながらスマホ」でも事故が起きており、自分自身だけでなく、周囲の人にけがを負わせてしまうことがあります。

スマホや携帯電話を手で保持して使用するなどして自転車を運転することは、道路交通法で禁止されています。**違反した場合には「5万円以下の罰金」**が科せられることがあります。また、相手にけがを負わせた場合は、重過失傷害罪などに問われたり、被害者から損害賠償を求められたりすることもあります。

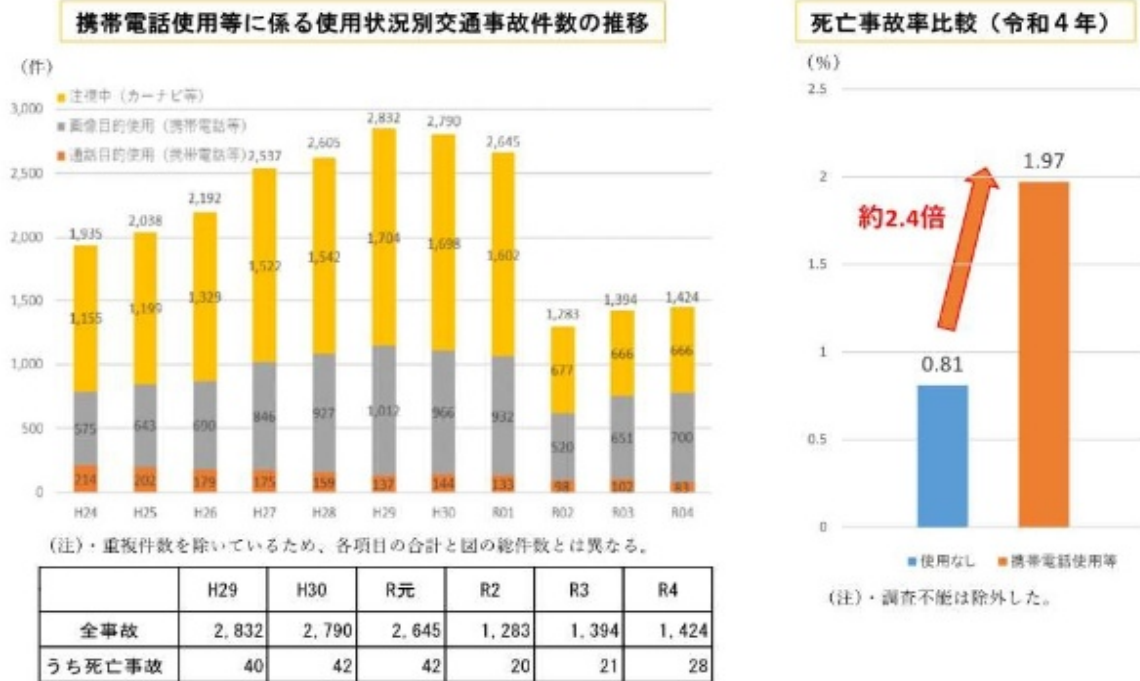
スマホや携帯電話を操作しながら歩いたり、自転車を運転したりしていると、ほかの歩行者や自動車などにぶつかり、相手にけがをさせるおそれもあります。自転車運転中や歩行中の「ながらスマホ」は、自分自身が思っている以上に危険な行為です。スマホや携帯電話を使うときは、周囲を確認しながら立ち止まり、通行の妨げにならない安全な場所で操作しましょう。



中)

令和4年中の携帯電話使用等に係る交通事故件数は、1,424件で、携帯電話の画像目的使用に起因する交通事故が700件と最も多く、次いでカーナビ等の注視が666件となっています。また、携帯電話使用等の場合には、使用なしと比較して死亡事故率(注)が約2.4倍でした。

(注)「死亡事故率」は死傷事故に占める死亡事故の割合をいう。



罰則等の強化

1. 罰則等(令和元年12月1日施行)

(1) 携帯電話使用等(交通の危険)

罰則 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

反則金 適用なし

基礎点数 6点

(2) 携帯電話使用等(保持)

罰則 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

反則金 大型車2万5千円、普通車1万8千円、二輪車1万5千円、原付車1万2千円

基礎点数 3点

2. 罰則等(令和元年11月30日まで)

(1) 携帯電話使用等(交通の危険)

罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

反則金 大型車1万2千円、普通車9千円、二輪車7千円、原付車6千円

基礎点数 2点

(2) 携帯電話使用等(保持)

罰則 5万円以下の罰金

反則金 大型車7千円、普通車6千円、二輪車6千円、原付車5千円

基礎点数 1点